

「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）」の策定について

現在の本市の子ども・若者に係る計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」、
「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」、
「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」については、平成32年度を始期とする後継計画を策定する際に一体化し、「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）（以下「新計画」という。）」として策定することとしております。

この間、平成31年1月以降に開催しました本審議会の新計画策定に係る部会及び共同部会において、市民ニーズ調査・意識調査の結果及び結果を踏まえて今後、検討していくべき内容について、忌憚のない御意見を頂戴しました。

今般、部会及び共同部会で頂いた御意見等を踏まえ、新計画のコンセプト及び重点事項の案を作成しましたので、御提案いたします。

1 新計画の対象

新計画では、子ども・若者育成推進法における子ども・若者育成支援推進大綱に則し、「子ども・若者」という用語を使用し作成します。

新計画における「子ども・若者」の範囲は、0歳から概ね30歳未満の者としませんが、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

なお、新計画は複数の計画を一体的に策定するものであり、各計画における対象者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童」、「生徒」、「青少年」等の用語を併用する予定をしております。

子ども： 乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者： 思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。

青少年： 乳幼児期から青年期までの者。

※ 乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。

※ 学童期は、小学生の者。

※ 思春期は、中学生から概ね18歳までの者。

なお、思春期は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども・若者のそれぞれに該当する場合がある。

※ 青年期は、概ね18歳から概ね30歳未満までの者。

※ ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支援、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者

2 新計画の構成について（案）

新計画の作成に当たっては、新計画の本編である第Ⅲ部を、「目指すまち」や「重点項目」を記載する「総論」と、新計画に包含する各計画を記載する「各論」に分けて掲載するなど、市民が目にすることを踏まえ、読みやすく、分かりやすい計画になるよう作成してまいります。

※ 新計画の構成については別紙1を参照

3 新計画のコンセプトについて（案）

新計画は、以下のコンセプトのもとに策定したいと考えており、平成32年度以降は、「目指すまち」を実現するための「充実施策」や「新規施策」を推進していきたいと考えております

※ コンセプトの詳細は別紙2を参照

《新計画のコンセプト》

【策定の基本理念】

京都で育ち合い、学び合った子どもや若者が将来の展望を持って成長するとともに、京都に住み、働く人が幸せと希望を感じ、暮らし続けたいと思えるまちを実現する。

また、「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」を更に推進し、結婚・出産・子育ての希望を持つすべての人の想いを叶え、京都市ならではの市民力・地域力・文化力を結集した「市民の生き合う力」を高め、進行する少子化に立ち向かう。

【目指すまちのすがた】

すべての子ども・若者・子育て家庭を大切に！

笑顔あふれる『子育て・「共育」環境日本一』のまち

4 今後について

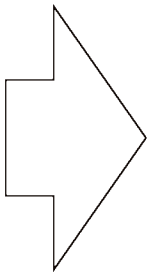
本審議会での御意見を踏まえ、本市において検討を深め、審議会の部会及び共同部会において重点事項を中心とした議論を行っていきます（別紙3参照）。

《現行の計画》

京都市未来こどもはぐくみプラン	
第Ⅰ部	計画の趣旨
第Ⅱ部	子どもと家庭を取り巻く状況
第Ⅲ部	計画の内容 市町村行動計画 、 子ども・若者計画の一部
第1章	子どもを社会の宝として市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり
第2章	次世代を育むすべての家庭を支援し支え合うまちづくり
第3章	子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり 京都市 母子保健計画
第4章	安心して子育てできる幼児教育・保育の充実
第5章	放課後の子どもの居場所づくり 京都市 放課後子ども総合プラン
第6章	伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子どもたちを育むまちづくり
第7章	支援を必要とする子どもや家庭を大切にするまちづくり 京都市 家庭的養護推進計画
第8章	ひとり親家庭の自立促進 京都市 ひとり親家庭自立促進計画
第9章	すべての家庭を支える子育て支援施策の充実 京都市 子ども・子育て支援事業計画
第Ⅳ部	計画の推進体制

京都市ユースアクションプラン 子ども・若者計画の一部	
第1部	計画の趣旨
第2部	青少年を取り巻く状況
第3部	計画の内容（改定版）
1	行動計画の体系
2	行動計画の施策とその展開
I	生き方デザインの形成支援
II	困難を有する青少年がよりよく生きるための支援
第4部	計画の推進

京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画	
第1章	実施計画策定の基本的な考え方
第2章	貧困家庭の子ども等の状況
1	アンケート調査による実態把握
2	関係団体・施設等ヒアリング
3	子ども等の生活状況等実態把握の結果
第3章	京都市における貧困家庭の子ども等対策
1	貧困家庭の子ども等対策の方向性と施策の体系
(1)	実態把握から見えてきた、貧困家庭の子ども等を取り巻く課題
(2)	施策推進の方向性
(3)	施策の体系
2	貧困家庭の子ども等対策に資する具体的な施策
3	計画の推進



《新計画（案）》

子ども・若者に係る総合的な計画	
第Ⅰ部	計画の趣旨
	計画の背景・位置付け・計画期間・計画の対象
第Ⅱ部	子育て家庭・子ども・若者を取り巻く状況
	ニーズ調査等の結果から見る本市の状況
第Ⅲ部	計画の内容 市町村行動計画 、 子ども・若者計画
【総論】	
第1章	計画の基本理念と目指すまちづくり
(1)	策定の基本理念
(2)	はぐくみ文化が息づき、社会全体で子ども・若者を育む風土の醸成
(3)	計画策定の視点
第2章	目指すまちのすがたを実現し、切れ目のない支援を推進するための重点項目
(1)	安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもの学びと育ち合い
(2)	若者のライフデザイン形成への支援
(3)	子育て家庭・子ども・若者の孤立防止
(4)	特別な支援を要する子ども・若者やその家庭への支援
(5)	はぐくみ文化を推進するネットワーク機能の強化
(6)	真のワーク・ライフ・バランスの更なる促進
【各論】	
第3章	子ども・若者の健全育成や活動促進
(1)	母子保健 京都市 母子保健計画
(2)	乳幼児期の子育て支援
(3)	親育ち促進
(4)	幼児教育・保育
(5)	子どもの教育環境と生涯学習
(6)	放課後の子どもたちの居場所づくり 京都市 新・放課後子ども総合プラン
(7)	思春期保健 京都市 母子保健計画
(8)	若者の自己成長と社会参加
第4章	特別な支援を要する子ども・若者やその家庭の課題解決
(1)	児童虐待対策・少年非行対策，社会的養育の推進 京都市 社会的養育推進計画（仮称）
(2)	支援が必要な若者
(3)	障害児支援 京都市 障害児福祉計画
(4)	ひとり親家庭支援 京都市 ひとり親家庭自立促進計画
第5章	貧困家庭の子ども・若者への支援 京都市 貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画
第6章	子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり
(1)	次代を担う子ども・若者をはぐくむ地域共生社会の推進 京・地域福祉推進指針 との連動
(2)	「真のワーク・ライフ・バランス」の促進
第7章	市町村子ども・子育て支援事業計画 第二期 京都市子ども・子育て支援事業計画
第Ⅳ部	計画の推進体制
(1)	進捗管理の方法
(2)	京都市はぐくみ推進審議会

今後の主なスケジュール（案）について

年月	審議会運営	新計画策定
平成31年 3月	全体会議（本日）	新計画の方向性を審議
4月 ～ 5月	各部会及び共同部会において、以下の事項を審議 ※ 審議の進捗状況によって回数は前後するが、各部会等で概ね2回程度の開催を予定 <u>1. 新計画の方向性を踏まえた重点項目の内容</u> <u>2. 子ども・子育て支援事業計画における各事業の数値目標</u>	
6月	全体会議（平成31年度第1回）	新計画の骨格の完成
7月 ～ 8月	各部会及び共同部会において、以下の事項を審議 ※ 審議の進捗状況によって回数は前後するが、各部会等で概ね2回程度の開催を予定 <u>1. 現行計画の進捗管理</u> <u>2. 新計画の細部の審議</u>	
9月	全体会議（平成31年度第2回）	パブリックコメントを実施
10月～11月	（必要に応じて部会等を開催）	
12月	全体会議（平成31年度第3回）	新計画（案）の完成 （本市において最終確認）
平成32年1～2月		新計画の策定・公表